

議案第 9 号

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 22 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 193 号）が施行されたことに伴い、屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額を約 9 パーセント引き下げるとともに、これに関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例

富津市消防手数料条例（平成12年富津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表3の項第3号中「58万円」を「53万円」に改め、同項第4号中「特定屋外タンク貯蔵所（）」を「特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。）第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下（5）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び）」に、「90万円」を「82万円」に、「109万円」を「99万円」に、「121万円」を「110万円」に、「154万円」を「140万円」に、「180万円」を「164万円」に、「423万円」を「385万円」に、「559万円」を「509万円」に、「691万円」を「629万円」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「（10）」を「（11）」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「632万円」を「575万円」に、「797万円」を「725万円」に、「1,180万円」を「1,070万円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げ

る浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 112万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 133万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 148万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 183万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 212万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 433万円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 557万円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 677万円

別表6の項中「規則」を「省令第2条」に改める。

別表15の項中「45万円」を「41万円」に、「59万円」を「54万円」に、「77万円」を「70万円」に、「101万円」を「92万円」に、「114万円」を「104万円」に、「176万円」を「160万円」に、「200万円」を「182万円」に、「223万円」を「203万円」に、「54万円」を「49万円」に、「69万円」を「63万円」に、「104万円」を「95万円」に、「144万円」を「131万円」に、「181万円」を「165万円」に、「349万円」を「318万円」に、「428万円」を「389万円」に、「489万円」を「445万円」に、「1,000万円」を「910万円」に、「1,360万円」を「1,240万円」に、「1,870万円」を「1,700万円」に改め、同表17の項中「34万円」を「31万円」に、「45万円」を「41万円」に、「79万円」を「72万円」に、「101万円」を「92万円」に、「127万円」を「116万円」に、「311万円」を「283万円」に、「381万円」を「347万円」に、「440万円」を「400万円」に、「292万円」を「266万円」に、「350万円」を「319万円」に、「526万円」を「479万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。